

## 【自営業用】育児による休業取得証明書

多摩市長殿

就労者	住所	多摩市関戸6-12-1	
	氏名	多摩 幸子	
育児による休業期間		取得	(H)・R 31年4月1日～R2年5月19日
復職(予定)日		令和2年5月20日(切上げ(可)・不可)	
出産児童	氏名	多摩 次郎	
	生年月日	平成・(令和)	2年5月20日生
<p>上記の事項について、育児による休業を取得又は取得予定であり、以下の事項について確認・承諾し証明いたします。</p> <p>① 育児による休業を取得又は取得予定          ② 自営業をおこなっている旨わかる書類の提出をする          ③ 開業して1年以上である          ④ 養育する子どもが1歳6ヶ月以内である</p> <p style="text-align: right;">令和2年10月25日</p> <p>事業名 ●●●</p> <p>所在地 多摩市関戸6-12-1</p> <p>代表者名 多摩 幸子</p> <p>電話番号 080-0000-0000</p>			

※訂正がある場合は、訂正印を押してください。

※虚偽の記載があった場合は、入所取消(在籍児童は退所)となります。

## 【保護者記入欄】

児童氏名 (生年月日)	多摩 丸子 (H)・R 30年7月8日生	施設名	多摩保育園	申請中
児童氏名 (生年月日)	多摩 次郎 (H)・(R) 2年5月20日生	施設名	多摩保育園	申請中
				在籍中
				在籍中

## 【自営業の方が育児による休業に伴う、保育所等の入所について】※新規・転所申込みの世帯

申請児童が保育所等に入所・転所した場合は、入所をした翌月1日以前に復職し、復職後2週間以内に「復職証明書(自営業用)」を提出してください。期限までに復職しないまたは復職証明書(自営業用)を提出できない場合は、退所になります。

## 【在園児がいて、自営業の方で育児による休業を取得する方】※既に在園児がいる世帯

第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、①第二子以降の出産のために育児による休業を取得する方で②自営業をおこなっている旨の提出をされた方で、③児童が実際に勤務していた期間(休業開始前)に在籍していた保育施設に継続して在籍する④開業して1年以上⑤養育する子どもが1歳6ヶ月の場合に限り、特例保育を認めています。第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児は在籍できます。※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は3月末日をもって退所となります(在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く)。

父母が同時に育児休業を取得する場合は、同時期に取得した日の属する月末にて退所になります。